

新規高等学校卒業者を対象とした求人の受付開始

6月1日から、来春高校卒業者を対象とする求人の受付を開始します。

新規学校卒業者の選考・採用については、特に求人の取り消し、採用内定の取り消し等の事態が生じないよう、確実な採用計画を立てたうえで求人を申し込みいただき、選考においては就職差別のない公正な採用選考を行っていただきますようお願いいたします。

- ハローワークの求人申込書の受付開始日 ▷▷ 6月1日
- 高等学校への求人票提出開始日 ▷▷ 7月1日
- 高等学校からの推薦開始日 ▷▷ 9月5日
- 会社の選考開始日 ▷▷ 9月16日
- 雇い入れ日 ▷▷ 学校卒業後4月1日までに

注1：中学、大学等の求人の取り扱いは異なりますので注意してください。

注2：「求人者マイページ」から申し込みいただきますようお願いいたします。



労働保険の年度更新の手続きは、令和 6 年 6 月 3 日（月）～7 月 1 0 日（水）までに

労働保険（労災保険と雇用保険）の保険料は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

（保険年度）の 1 年間を対象として計算し、その額は原則として、その事業に使用される

労働者の「賃金総額」に事業の種類ごとに定められた「保険料率」を乗じて算出します。

年度更新の手続きにより、前回の年度更新により納付した概算保険料を実際に労働者に

支払った賃金総額で精算し、あわせて新たに今年度の概算保険料を申告し納付していただきます。

年度更新手続きにあたり、事業所あてに年度更新用の申告書が 5 月末までに送付されますので、

申告書を作成の上、更新手続きを行ってください。

